

# 生活再建に向けて

## 被害認定調査と罹災証明書の発行

災害からの生活再建に向けた第一歩です

罹災証明書とは、地震や風水害などの自然災害により被災した住家の被害の程度を市が証明するものです。この証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理など、様々な被災者支援措置を受ける際に必要になります。



### ① 家の被害状況を写真で記録しましょう

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
- 家の中被害状況写真は、
  - ① 被災した部屋ごとの全景写真
  - ② 被害箇所の「寄り」写真を撮影しよう。

詳しくは市HPを御覧ください

バーコードリーダー付き携帯電話をお持ちの方は右のQRコードからアドレスの取得ができます。



### 被害認定調査

地震や風水害などの災害により被災した住家の「被害の程度(全壊、半壊など)」認定するために、市の職員などが調査を実施します。この調査による認定結果に基づいて、罹災証明書を交付します。

#### 【被害の程度】

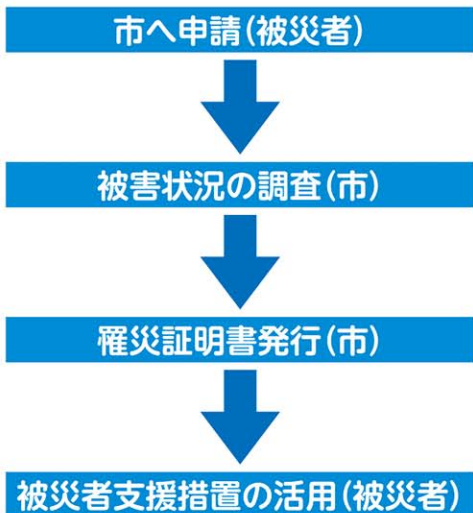
住家の被害の程度は国が次のように基準を定めています。

全壊	大規模半壊	半壊
50%以上	40%以上50%未満	20%以上40%未満

#### 【損害割合】

住家の屋根や壁などの経済的被害の全体を占める割合(損害割合)に基づき被害の程度を認定します。損害割合はこの他に「半壊に至らない」があります。

### ② 被災から支援措置の活用までの流れ



### 罹災証明書で受けられる支援措置の一例

- 給付・・・被災者生活再建支援金、義援金など
- 融資・・・(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金など
- 減免・猶予・・・税、保険料、公共料金などの支払い
- 現物支給・・・災害救助法に基づく応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理など

### 応急危険度判定

大地震が発生した場合、余震などによる建築物の倒壊や、落下物、転倒物などの、二次被害を防止するため、できる限り早く短時間に建築物の被災状況を調査して、当面の使用の可否について判定するものです。

応急危険度判定が実施された建築物には「危険(赤)」「要注意(黄)」「調査済」のいずれかの貼紙が貼られます。

**応急危険度判定調査は、罹災証明書発行に伴う被害認定調査とは異なります。応急危険度判定で危険(赤)の判定になっても、罹災証明書で必ずしも全壊や半壊などと認定されるわけではありません。**

